

計画11 マネジメント

- 1 ISO 14001 (JIS Q 14001)においては、法的要求事項及び著しい環境影響についての情報を考慮しながら組織が方針及び目的を策定しうるように、環境マネジメントシステムの要求事項を規定している。
- 2 ISO 9001 (JIS Q 9001)においては、この規格によって確立される品質マネジメントシステムの文書に用いる媒体は、紙としなければならないとされている。
- 3 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の規定に基づき定められた住宅性能表示制度により「室内空気中の化学物質の濃度等」を表示する場合、ホルムアルデヒドについては、必ずその濃度を測定し、表示しなければならない。
- 4 建築工事におけるデザインレビュー (DR) は、建築物について全体的な実測を行い、実測図に基づいてその空間構成等を分析し、考察する方法である。
- 5 CM (コンストラクション・マネジメント) は、企業・団体等の施設とその環境を経営的視点から総合的に企画・管理・活用する経営管理活動である。
- 6 LCC (ライフ・サイクル・コスト) は、建築物の企画、設計、建設から、施設の運用、改修、解体処分までの建築物の一生に必要な総費用である。
- 7 PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) は、国や地方公共団体の事業コストの削減や、より質の高い公共サービスの提供を目的として、公共施設等の建設、維持管理、運営等において、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法である。
- 8 FM (ファシリティ・マネジメント) におけるベンチマーキングは、外部組織が実践している優良事例を分析して目標値を設定し、目標を達成するために自組織の活動を測定、評価して変革を進める手法である。
- 9 設計競技方式 (コンペティション) は、発注者が提示した設計条件にしたがって応募者から提出された具体的な設計案を審査し、設計者を選定する方式である。
- 10 「ブリーフィング」は、発注者及び関係者の要求、目的、制約条件を明らかにし、分析するプロセスである。
- 11 「VE (バリューエンジニアリング) 提案」は、基本性能の維持を前提とした工事費の低減提案、施工者独自の施工技術の導入提案等である。
- 12 「事業予算」は、プロジェクトの開始時から完了時までには事業者が支払う費用のうち、設計料と建築物本体工事費の概算を合計したものである。
- 13 企画・設計段階の「マスタースケジュール」は、建設プロジェクトの主要な段階、関連工事、主要な目標、クリティカルパスとなる工程等をプロジェクトの必要に応じて記載したものである。
- 14 工事監理者は、建築物の工事が設計図書のとおり実施されているかいないかを確認しつつ、その工事を設計図書のとおりに行う責任を有している。
- 15 工事監理業務については、一般に、「善良な管理者の注意義務 (善意注意義務)」が求められており、この義務を怠り損害が生じた場合には、契約に明記されていなくても過失責任が問われることがある。
- 16 建築基準法においては、建築主に対して、建築士の設計によらなければならない建築物の工事を行う場合、建築士である工事監理者を選任することを義務付けている。
- 17 建築士法においては、工事監理受託契約を締結したときに交付する書面に、工事監理の実施の期間及び方法を記載しなければならないことを定めている。
- 18 建築士法に定められた、設計又は工事監理の契約を締結する際に行う重要事項 (業務の内容及びその履行に関する事項) の説明等は、管理建築士以外の建築士が行ってはならない。
- 19 建築設計業務、監理業務等の契約において、報酬の変更、再委託の条件、著作権の扱い、契約の解除等の諸条項については、通常、建築設計・監理等業務委託契約約款において示される。
- 20 工事監理者は、「工事と設計図書の照合及び確認」を行うに当たり、一般に、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出された品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法とすることができる。
- 21 建築士事務所の開設者が、その業務に関して請求することのできる報酬については、国土交通大臣がその基準を定めている。
- 22 プロジェクトのスケジュール管理のためには、クリティカルパスを見極め、重点的に管理することが有効である。
- 23 性能発注方式は、一般に、設計者が施工候補者に一定の性能基準を提示した上で、技術提案を求めて施工者を選定する発注方式である。
- 24 プロジェクトの内容の確定度が低い設計初期段階では、VE (バリューエンジニアリング) の効果は低い。
- 25 フィージビリティスタディは、計画されている内容について、都市計画等の上位計画との整合性、技術的課題、採算性等、多面的に実現の可能性を検討するものである。

計画11 マネジメント

- 1 ○ ISO 14001 (JIS Q 14001)においては、法的要求事項及び著しい環境影響についての情報を考慮しながら組織が方針及び目的を策定するように、環境マネジメントシステムの要求事項を規定している。
- 2 × ISO 9001 (JIS Q 9001)により、この規格によって確立される品質マネジメントの文書に用いる媒体は、紙でも電子文書でもどのようなものでもよいとされている。
- 3 ○、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の規定に基づき定められた住宅性能表示制度により「室内空気中の化学物質の濃度等」を表示する場合、ホルムアルデヒドについては、必ずその濃度を測定し、表示しなければならない。
- 4 × デザインレビュー(DR)は、設計者の適切な段階において、設計結果の公式な文書に基づく審査を計画し、実施することである。「ISO 9001 (JIS Z 9901)による。
- 5 × コンストラクション・マネジメント(construction management)とは、建築の全プロジェクトにおいて、建設発注者から準委任を受けたコンストラクション・マネジャー(CM)により、中立の立場から全体を調整して、竣工まで円滑にプロジェクト推進する行為である。設問はFM(ファシリティ・マネージメント)の説明である。ファシリティとは設備を含む「施設」のことである。
- 6 ○ LCC(ライフ・サイクル・コスト)は、建築物の企画、設計、建設から、施設の運用、改修、解体処分までの建築物の一生に必要な総費用である。
- 7 ○ PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、国や地方公共団体の事業コストの削減や、より質の高い公共サービスの提供を目的として、公共施設等の建設、維持管理、運営等において、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法である。
- 8 ○ FM(ファシリティ・マネージメント)におけるベンチマーキングは、外部組織が実践している優良事例を分析して目標値を設定し、目標を達成するために自組織の活動を測定、評価して変革を進める手法である。
- 9 ○ 設計競技方式(コンペティション)は、発注者が提示した設計条件にしたがって応募者から提出された具体的な設計案を審査し、設計者を選定する方式である。
- 10 ○、「フリーフィング」は、発注者及び関係者の要求、目的、制約条件を明らかにし、分析するプロセスである。
- 11 ○、「VE(バリューエンジニアリング)提案」は、基本性能の維持を前提とした工事費の低減提案、施工者独自の施工技術の導入提案等である。
- 12 × 「事業予算」は、事業(プロジェクト)を行うために必要な全費用の概算の合計で、設問の記述の「設計料と建築物本体工事費の概算」だけでなく、「土地取得に関わる費用」、「税金」、「資金調達のための費用」なども含まれる。
- 13 ○ 企画・設計段階の「マスタースケジュール」は、建設プロジェクトの主要な段階、関連工事、主要な目標、クリティカルパスとなる工程等をプロジェクトの必要に応じて記載したものである。
- 14 × 「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう(建築士法2条7項)。「工事監理者(建築基準法2条11号)」は、建築物の工事が設計図書のとおり実施されているか否かを確認し、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに、所定の措置を講じなければならないが(建築士法18条3項)、工事を設計図書のとおりに行う責任は有していない。
- 15 ○ 工事監理業務については、一般に、「善良な管理者の注意義務(善意注意義務)」が求められており、この義務を怠り損害が生じた場合には、契約に明記されていなくても過失責任が問われることがある。
- 16 ○ 建築基準法においては、建築主に対して、建築士の設計によらなければならない建築物の工事を行う場合、建築士である工事監理者を選任することを義務付けている。
- 17 ○ 建築士法においては、工事監理受託契約を締結したときに交付する書面に、工事監理の実施の期間及び方法を記載しなければならないことを定めている。
- 18 × 建築士法では、建築士事務所の開設者が設計又は工事監理受託契約を建築主と締結するときは、管理建築士その他の建築士事務所に属する建築士に重要事項(業務の内容及びその履行に関する所定の事項)について、それを記載した書面を交付し、説明をさせなければならないと定めている(建築士法24条の7第1項)。したがって、管理建築士以外の建築士であっても、説明等を行うことができる。
- 19 ○ 建築設計業務、監理業務等の契約において、報酬の変更、再委託の条件、著作権の扱い、契約の解除等の諸条項については、通常、建築設計・監理等業務委託契約約款において示される。
- 20 ○ 工事監理者は、「工事と設計図書の照合及び確認」を行うに当たり、一般に、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出された品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法とすることができる。
- 21 ○ 建築士事務所の開設者が、その業務に関して請求することのできる報酬については、国土交通大臣がその基準を定めている。
- 22 ○ プロジェクトのスケジュール管理のためには、クリティカルパスを見極め、重点的に管理することが有効である。
- 23 ○ 性能発注方式は、一般に、設計者が施工候補者に一定の性能基準を提示した上で、技術提案を求めて施工者を選定する発注方式である。
- 24 × VE(バリューエンジニアリング)は、プロジェクトの生産性・経済性を機能とコストとのバランスという観点から検討し、その価値を最大化することを目指す方法である。VEは様々な段階で適用できるが、建設コストや維持管理コストを決定するのは企画・計画、設計段階であり、また、詳細設計が出来上がった後の抜本的な見直しは大きな手戻りを伴うため、プロジェクトの早い段階でVEによる検討を実施するほうが、効果は高いとされている。
- 25 ○ フィージビリティスタディは、計画されている内容について、都市計画等の上位計画との整合性、技術的課題、採算性等、多面的に実現の可能性を検討するものである。